入札説明書

滋賀県立琵琶湖博物館 ビワコオオナマズ水槽およびコアユ水槽新設業務

令和6年7月16日公告

滋賀県立琵琶湖博物館

この入札説明書は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。)、 滋賀県財務規則(昭和 51 年滋賀県規則第 56 号)、本件業務に係る入札公告のほか、一般競 争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなけ ればならない一般的な事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

- (1) 業務名:滋賀県立琵琶湖博物館ビワコオオナマズ水槽およびコアユ水槽新設業務
- (2) 業務の内容等:入札説明書および仕様書等による。
- (3) 履行期間:契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4) 履行場所:滋賀県立琵琶湖博物館(草津市下物町 1091番地)
- 2 入札に参加する者に必要な資格

業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げるすべての要件を満たす者を対象とする。

- (1) 施行令第 167 条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和 51 年滋賀県規則第 56 号)第 195 条の2 各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県建設工事等入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県建設工事等入札参加有資格者名簿に登録されている者で、次に掲げるすべての 要件を満たす者であること。

登録業種:建築一式工事または建築附帯工事

地域要件:滋賀県内に主たる営業所を有する者

- (5) 下記の5による現地確認を行った者であること。
- (6) 滋賀県立琵琶湖博物館と規模が同等以上である公益社団法人日本動物園水族館協会もしくは一般社団法人日本水族館協会加盟水族館において、水槽用アクリルパネルの納入実績がある者もしくは納入実績がある者に本業務の一部を請け負わせることができる者であること。
- (7) 次に掲げるこの業務に係る設計業務の受託者と資本または人事面において関連があるものでないこと。

(名称)株式会社大建設計

3 入札参加資格確認申請書等について

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書(別紙様式4)および2(6)の要件が確認できる書類を、令和6年7月30日(火)午前12時00分までに4(1)に示す場所へ提出すること。提出がない場合は入札に参加できない。

- 4 契約条項等を示す場所および期間等
- (1) 契約条項を示す場所、受付時間および問い合わせ先 滋賀県立琵琶湖博物館 〒525-0001 草津市下物町1091番地

午前9時00分から午後5時00分まで(午後0時00分から午後1時00分まで除く)

TEL077-568-4811 (閉館時間中は077-568-4812) 、FAX077-568-4850

電子メールde52@pref. shiga. lg. jp

(2) 契約条項を示す期間

令和6年7月16日(火)から令和6年8月8日(木)までの午前9時00分から午後5時00分まで(午後0時00分から午後1時00分まで除く)。ただし、最終日は午前10時00分までとする。

(3) 入札説明書等の交付方法

入札説明書等は、(1)に示す場所において交付するほか、滋賀県ホームページ「事業者の方」の「入札・売却・指定管理」の「公告一覧(物品・委託・役務)」における当該公告の添付ファイルからダウンロードすることにより取得するものとする。なお、郵送による交付は行わない。

(https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/nyusatsubaikyaku/itaku/)

5 入札説明会の日時および場所

入札説明会は行わない。ただし、入札に参加する場合は、令和6年7月25日(木)または令和6年7月26日(金)の午前9時00分から午後4時00分までの間に必ず現地確認を行うこととする。現地確認を行う者は必ずその前日の午前12時00分までに、4(1)に示す場所へ架電すること。当日は開始時間までに琵琶湖博物館1階総務課を訪ねること。

6 質問および回答の方法等

質問がある場合は、質問票(別紙様式 3)に質問内容等を記入し、電子メールまたはFA Xにより、4(1)に示す場所に令和6年7月29日(月)午後5時00分までに提出すること。なお、質問票を提出した場合は、必ずその旨を電話で連絡すること。

回答は令和6年7月30日(火)午後5時00分を目途に、質問票の提出のあった者および現地確認参加者全員に、電子メールまたはFAXで質問および回答の内容を提供する。

7 入札・開札の日時および場所

(1) 入札日時

令和6年8月8日(木)午前10時00分

(2) 開札日時

入札の終了後、直ちに入札者立会のうえ行う。

(3) 場所

滋賀県立琵琶湖博物館 1階 応接室

- 8 入札および開札
- (1) 入札参加者またはその代理人は、仕様書および契約書(案)を熟覧したうえで入札しなければならない。
- (2) 入札書および入札書に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札 金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (3) 入札書は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書(別紙様式1)を入札会場にて直接提出するものとする。代理人が入札する場合にあっては、入札開始前に入札権限に関する委任状(別紙様式2)を提出しなければならない。
 - ア 入札金額
 - イ 業務名
 - ウ履行場所

- エ 入札保証金(「免除」と記入)
- 才 日付
- カ 入札参加者本人の住所、氏名(法人の場合は、その名称または商号および代表者の 氏名)および押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)
- キ 代理人が入札する場合は、委任状を添えたうえで当該代理人の住所、氏名および押 印
- (4) 入札参加者またはその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合(入札金額の訂正はできない)は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- (5) 入札参加者またはその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換えまたは撤回をすることはできない。
- (6) 入札執行者は、入札参加者またはその代理人が相連合し、または不穏の挙動をする等の場合で入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、またはこれを取止めることができる。
- (7) 入札参加者またはその代理人の入札金額は、本件業務のほか一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (8) 入札参加者またはその代理人は、開札中または再度の入札中において特に止むを得ない事情があると認められる場合のほか、当該執行室を退室することはできない。
- (9) 開札中または再度の入札中において、次の各号の一に該当する者は当該執行室から退場させる。
 - ア 私語、放言等をした者
 - イ 酒気を帯びて当該執行室に入室した者
 - ウ 公正な競争の執行を妨げ、または妨げようとした者
 - エ その他入札執行者が特に指示した事項を遵守しない者
- (10) 入札参加者またはその代理人は、本件業務に係る入札について他の入札参加者または その代理人となることができない。
- (11) 開札をした場合において、入札参加者またはその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。なお、失格となった者または無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。また、再度の入札で落札者がない場合は、随意契約の協議に移行することがある。
- 9 入札保証金

入札保証金は、免除する。

10 契約保証金

落札金額の10分の1以上を納付すること。ただし、落札価格の10分の1以上に相当する利付国債の提供、保証事業会社または金融機関の保証をもって納付に代えることができる。また、落札価格の10分の1以上に相当する債務の不履行により生ずる損害を

てん補する履行保証保険契約の締結または債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証を付した場合は、契約保証金の納付を免除する。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第 199 条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

12 落札者の決定

- (1) 本件入札は最低制限価格を設定して行う。最低制限価格未満の価格による入札は失格 とする。またこの場合は、再度の入札には参加できない。
- (2) 公告に示した業務を履行することができると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

13 契約書の作成

- (1) 入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から 7日以内に(特別の事情があるときは、指定の期日までに)契約書の取りかわしをする ものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに契約担当者が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (3)(2)の場合において、契約担当者が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 契約書および契約に係る文書に使用する言語ならびに通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- (5) 契約担当者が契約の相手方とともに契約書に記名し押印しなければ本契約は、確定しないものとする。

14 支払条件

- (1) 前金払 あり
- (2) 中間前金払 あり
- (3) 部分払 あり

15 その他必要な事項

- (1) 入札金額は、各種物品・設置作業・調整にかかる費用、廃材処分費用、材料費、雑材 費、諸経費等をすべて含んだ金額とすること。
- (2) 入札参加停止の措置期間中の者に、契約の全部または一部を下請負させ、または再委

託することはできない。

- (3) 入札参加者もしくはその代理人または契約の相手方が本件業務に関して要した費用については、すべて当該入札参加者もしくはその代理人または当該契約の相手方が負担するものとする。
- (4) 天変地異その他やむを得ない理由があるときまたは入札執行者が入札の公正な執行に 支障があると認めた場合は、これを延期し、または取りやめる。この場合における損害 は、入札参加者またはその代理人が負担するものとする。
- (5) その他本件執行については、地方自治法、施行令、滋賀県財務規則および滋賀県物品買入れ等の一般競争入札執行要領の規定によるものとする。
- (6) その他入札執行者が指示する事項を遵守すること。